

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和7年12月15日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	白石	英行
副委員長	金子	てるよし
理事	宮野	ゆみこ
理事	田中	香澄
理事	名取	顕一
理事	浅田	保雄
理事	海津	敦子
理事	山本	一仁
委員	吉村	美紀

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
長塚隆史	アカデミー推進部長
松永直樹	施設管理部長

川 崎 慎一郎 企画課長
菊 池 日 彦 政策研究担当課長
進 憲 司 財政課長
横 山 尚 人 広報戦略課長
畠 中 貴 史 総務課長
木 口 正 和 契約管財課長
吉 本 真 二 アカデミー推進課長
矢 部 裕 二 スポーツ振興課長
村 岡 健 市 道路課長
阿 部 英 幸 施設管理課長
寺 崎 寛 保全技術課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 菅 波 節 子
議事調査担当 阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第58号 小石川運動場改修工事請負契約
- 2) 議案第59号 文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事請負契約
- 3) 議案第60号 文京シビックセンター25階旧レストラン改修機械設備工事請負契約

(2) その他

午後 2時30分 開会

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員の出席状況ですが、全員出席いただいております。

理事者におかれましても、関係理事者に御出席いただいております。

なお、議案第58号の審査に関する理事者として、村岡道路課長に御出席をいただいております。

○白石委員長 理事会については、必要に応じて、協議して開催してまいりたいと思いますが、

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会運営について。

付託議案審査3件。なお、議案第59号及び第60号は、文京シビックセンター25階旧レストラン工事に関する内容のため、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行いたいと思います。

そして、委員会報告について、委員会記録について、閉会という運びで、委員会運営をしたいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、付託議案審査3件。

初めに、議案第58号、小石川運動場改修工事請負契約。

提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第58号、小石川運動場改修工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集(3)データの5ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号、及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、小石川運動場改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る11月14日に入札を行い、最低金額入札者が調査基準価格未満であったことから、令和7年11月18日に文京区低入札価格調査会を開催し、審査した結果、履行が決定したため、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億9,700万円でございます。

契約の相手方は、長谷川・高橋建設共同企業体。

構成員の代表者は、東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号、長谷川体育施設株式会社関東支店、執行役員支店長、村上滋文。ほかの構成員は、東京都文京区目白台二丁目14番14号、高橋電業株式会社、代表取締役、高橋靖幸でございます。

なお、工期、支出科目等は、データ6ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

今回の工事なんですけれども、人工芝の張り替えとLED化ということで、芝の質とか精度も向上するということで、その効果にも期待しているところなんですけれども、工事期間が12月1日から令和8年7月末までとなっておりまして、今、12月1日から、こちらスポーツひろばも含めて、全面的に使用中止になっていると思うんですけれども、今後、スポーツひろばのところが資材置場になるというようなお話も耳にはしているところなんですけれども、いつから資材が実際に置かれて、いつまで使用がその部分は中止になっているのかというところ、とお考えなのか、教えてください。

○白石委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 今、12月から1月にかけまして、業者のほうで施工計画を作成しているところでございまして、2月以降に資材や機械等の搬入を予定しております。照明ですとか人工芝の張り替えを行う予定が6月中には完了する見込みでございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、12月から1月で施工の計画ということで、2月以降で資機材がそこに搬入されるという御答弁をいただきましたけれども、ここスポーツひろばなんですけれども、バスケットゴールもございますし、バスケ利用者ですとか、近隣の保育園の方とかがお散歩で利用していたりと、地域の需要が、この小さいスペースでも非常に高いところでございまして、うちの例えば松平議員の耳とかにも、ぎりぎりまでその場所を使わせてほしいというような声が届いたりもしているところでございます。

こちら、例えばなんですけれども、今、2月以降に資機材が搬入されるということは、12月、1月とか、資機材が搬入されるまではそこは空いているのかなと思うんですけれども、柔軟にそういったところは地域の声を聞いていただいて、どうしても使えない時期というのは、工事で場所も限られているので、仕方ない部分もあるのかなとは思うんですけれども、地域の方が一日でも長く使えるような環境にしてあげていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今、委員おっしゃられたように、地域からそういう声も一定上がっているようですので、指定管理者と、あと、実際、施工事業者とも協議しながら、その辺は検討してまいりたいと考えております。

○白石委員長 よろしいでしょうか。

では、浅田委員。

○浅田委員 今のにちょっと関連するんですが、工期の日程の関係なんですけれども、当初、約3か月というふうに伺っていたのが、7か月ですか、に延びたということなんですけれども、こういう工期が延びることについて、利用者さんについて十分な連絡なり、周知が届いてなくて、非常に慌てているというようなお話を伺っています。つまり、区として、本当に利用されている、特にサッカーとか団体競技は、会場を借りるのに本当に今、苦労されていて、特に保護者の方なんかが子どもたちの日程を組むに当たっても、大変苦労されているわけなんですよね。ですから、ちょっとその辺についての反省というのは、何かいただけないのかなと、今後の課題になるんじゃないかなと思います。それが1点。先に、ちょっとそれをお願いします。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 一応、施設の休場に伴う周知につきましては、8月から開始はさせていただきました。こちらにつきましては、先行予約が始まる前のタイミングで、その辺はお知らせすることによって、一定、周知というのは図れたのかなというふうに認識はしているところです。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 延期になったという話とかは、伝わってないというふうに聞いているんですよね。つまり、役所の管理する側からすると、本当に利用されている方への連絡体制というのは、もうちょっと何かあってもいいんじゃないかなという、そういう思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 延期といいますか、工期の終わりの部分については、特段そこまで周知は図っておりませんでしたので、それが延期になったというような周知の仕方は特段してないような状況です。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、利用者の方へ、分かりやすい期間で、仮にもし延びるようなことがあって

も、早め早めにぜひお願ひしたいというふうに思います。

それからもう一点は、芝と照明の関係です。

あの小石川運動場、今後どういうふうに使おうとしたいのかというのがちょっとよく分からぬ。というのは、照明についても、これは1,000ルクスですよね、公式な試合をするんだったら、やっぱりそれぐらいのものが必要だということを言わわれていますよね。500じゃないですよね。つまり、今後、どういう試合を想定していくのかということによって、この照明のレベルも変わってきますよね。それが照明については1つ。

もう一つは、芝についてです。

確かにあそこは、サッカーの利用ですけれども、もしこれが、ちょっとラグビーに使いたいというのであれば、本当にプロの、失礼、プロじゃないな、私、明治と早稲田の試合を見させていただいたことがありますけど、もう芝なんかぐっちゃぐっちゃに、試合の最中、めぐれちゃいますよね。だから、そういうことも含めた想定なのか。つまり、あの競技場、今、改修するんだけれども、将来にわたってはどのように考えて計画をされた今回の改修なのかという、この照明と芝について、お願ひいたします。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちら、まず1点目の照明についてですけれども、基本的に、現状と照度が落ちないようにというようなところで対応はしていくところです。

また、芝につきましても、基本的には、現状の更新というようなところになっています。

ただ、当時の芝と今の芝というのは、当然、性能も上がっておりますので、現状よりはいいものになるというような認識でいます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 将来的にどういうふうに使うんですか。では、明るさは、夜間で、例えば映像を撮るんだったら、最低でも1,000ルクス必要なんですね。現状、一般的な少年サッカーラスだったら、500ルクスでもいいというようなことになっていますが、どちらなのか。

○白石委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 照度につきましては、スポーツ照明の基準、JIS規格に準じているところですが、サッカーであれば500ルクス以上、野球であれば750ルクス以上を基準としております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 これは一般的な話ですよ、500だったら、通常の少年サッカーが、やや、それブ

ラスアルファぐらいのレベルだというふうに伺っています。これが本当の国際基準で、つまり基準というのがあるんですってね。夜、競技をするに当たって、ボールを見る、それからボールだけじゃなくて、全体の競技を見渡す、そういうのが必要なんです。つまり、文京区として、どういう競技施設にしていくのかという方向性があつて、工事だというふうに思ふんですよね。では、500ルクスでいいというんだったら、もう通常の少年サッカーぐらいですねということで、それ以上は考えていないという理解になつちやうんですが。

あと、芝についても、私、豪一委員に紹介されて、明治と早稲田の試合を行つたとき、スクランブル組んだら、それだけで芝がめくれるんですよね。めくれちゃいます。もう全部、その試合の最中に補修しているんですよ、あれ。つまり、そういう競技にも対応するようなことを考えているのか、そうじゃなくて、少年サッカークラスだけの競技にしていくのかという、その将来的なことです。いかがですか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 あくまで、現状の利用者の方が引き続き使えるというようなところで考えております。

○白石委員長 では次、海津委員。

○海津委員 私のほうからお伺いしたいのが、ここは、園庭のない保育園の子どもたちが運動の場として使っていたというのは御承知いただいていることだと思いますが、園庭のない保育園が認可が下りるときに、近隣に公園等があるということで、許可が下りているところですが、その子どもの育ちを支えるに当たって、今回のこの長期間にわたる運動場が使えない、グラウンドが使えないというところで、後楽幼稚園をきちんと提案したりとかされているのか。園庭のない子どもたちが、後楽幼稚園のグラウンドを使わせてもらうとか、共に使っていくというようなことの調整を図つたりはしていないのか、御答弁いただきたいと思います。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 現状でも、後楽の少年野球場のほうを主にそういう園庭のない幼稚園、保育園等に御利用いただくような対応を取つてあるところで、引き続き同じような対応を取つてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 後楽の運動場のところ、野球場のところもそうですが、それだけじゃなくて、やっぱり遊具があつたりとかするというのも非常に大事なことだと思いますので、後楽幼稚園も含めて、文京区の公共施設ですので、そこは縦割りではなくて、しっかりと提供して、子

どもの育ちをしっかりと、子どもの育ち、今ですから、今、しっかりと支えていくような状況をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○白石委員長 では、宮野委員。

○宮野委員 1点だけお聞きしたいと思います。

近年、海洋プラスチックごみの中でも、人工芝由来のマイクロプラスチックが占める割合が非常に高くなっています。グラウンドや公園などの人工芝がすり減って、雨水とともに流出してしまう問題について、以前、対策を求めておりました。今回の張り替えに当たって、マイクロプラスチックを流出させないための対策はどのようにになっているのか、確認させてください。

○白石委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 マイクロプラスチックの流出として考えられる原因としては、委員御案内とおり、芝が劣化して短くなっています。それが雨とともに流れていったり、あとは、充填材、ゴムチップが流れていったりすることが原因であろうというふうに推測しております。

その対策といたしまして、フィールドの外にぐるっと囲むように、高密度の人工芝を使用し、充填材を用いないタイプを考えているところでございます。万が一、それでも芝が切れたり、排水施設に流れた場合の対策としまして、側溝にフィルターを設置するように考えております。マイクロプラスチックは5ミリ以下ですので、そのフィルターが5ミリ以下の2ミリの網目のフィルターを設置する設計でございます。このことによって、もし流れたとしても、大部分を捕捉できるのではないかと考えております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 幾つか質問というか、確認というか、芝の張り替えということで、まず、これは、あそこのグラウンドが初めてから初めての張り替えになりますかね、2回目の張り替えですかね。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちら平成23年に人工芝化しまして、その後、平成30年に一部張り替えというようなことをしております。全面張り替えというのは今回が初となります。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。品質というか、性能というか、というところで、あれなんですかねども、ここは御案内のように、JFLだけ、サッカーの非常に聖地というか、39年のオ

リンピックのとき、あ、国体かな、どっちだっけな、初めて文京区が会場になったということで、非常にゆかりのあるグラウンドだということで、サッカーのグラウンドとしては、非常にゆかりの深いところだということで、非常に基準の高い、今の芝生を使って、サッカーに関係したということでいくと、芝生が非常にいいということで聞いております。その中で、今回、全面張り替えを始めたということでございますが、ちょっと確認したいのは、せっかくいいものを造るので、同じ基準で、性能は少しよくなるということで安心しているんですけれども、サッカーの利用者に限らず、あそこのグラウンドを使う利用者、いわゆる利用者団体等にきちんと意見などを聞いたか、レクチャーはしたか、その辺はどうでしょうか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちら、当初、人工芝化するときに、JFAの公認のピッチというようなところで対応をしていたところです。ただ、この公認制度につきましても、この公認制度が始まつてもう20年来経過しているところで、今年度末をもって、そもそもこのJFAの公認制度というものは廃止になります。これも、その間の人工芝の性能等が上がってきたというところで廃止になっているというところですので、性能自体は、今まで以上のものは担保できるというふうに認識しているところです。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 そこを聞いているんではなくて、利用者団体にちゃんと意見交換、サッカーに限らず、しておりますかというところを聞いている。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちらにつきましては、一定よく使う団体とかというところには、御意見というのは、アンケート等で伺っているところです。（後程、訂正発言あり。）

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 大丈夫だということでございます。人工芝の張り替え、私の記憶では駕籠町小学校のグラウンドなんかも結構頻繁に人工芝を張り替えたりと、あと、小石川テニスコートですよね、あそこの利用も高いということで、結構頻繁に張り替えているということで、これ今回、全面改修して、どれくらいもつと想定されているのかということを最後に聞きたいと。

あとは、要するに、なぜ利用者に聞いたかと聞きましたのは、結構、よかれと思ってやつたことが、実は聞いてなかったということで、何でああいうのを入れたの、例えば選手が座るゲージ、移動式のタイヤがついているゲージですとか、もうちょっと先に団体のほうにお

話があれば、もっとこういったものがあるよというのが聞きますので、ぜひ、これからもういった、特に利用団体の御意見をしっかりと聞いて反映をしていただきたいというのと。

あと、これは小さい話ですけれども、可動式の野球で使うマウンドがあったと思うんですけど、その辺の老朽化、新しく替えるということは、併せて何かどっかでありませんかねと思ったんですけど、そこはまだ使えそうですか。大丈夫ですか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 すみません、まず、ちょっと1点、先ほどの答弁を訂正させていただきたいんですけども、アンケートではなくて、利用者からの意見、利用者懇談会等で意見を聞いたというようなところです。すみません、訂正させていただければと思います。

あと、マウンドのほうにつきましては、現状まだ修理等で対応はできているというところで、その部分については、どのような方法を取るかというのは、今後の検討課題というようなところで認識はしているところです。

あと、人工芝、これも利用の頻度とかによって変わるんですけども、おおむね5年から10年、平均7年ぐらいというふうには聞いているところでございます。

○白石委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 人工芝の耐久性につきましては、先ほどスポーツ振興課長が申し上げたとおりです。どうしても人工芝は、使用に伴って磨耗して、すり切れてまいります。また、紫外線でも劣化するものでございますので、今回、設計で入れているのは、高耐久性のものを入れておりますので、少なくとも10年は持たせたいなと思っております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 私もちょっと芝の耐久性のところで聞こうと思っていたんですけども、大体今、5年から10年とか、平均7年、10年もたせようということなわけですけれども、人工芝という点でいうと、小石川グラウンドみたいな、サッカーの競技場というのかな、についての文京区としての人工芝の、10年ぐらいもたせようというのは、今、答弁で分かりましたけれども、どれぐらいもたせようという考え方は、そういうことだと、10年ぐらいで入れ替えだということなんですか、そもそも。

そのことをもう一回確認したいのと、なぜかというと、学校も大体、校庭は人工芝ですね。ちょっと今、私が記憶している限りでは、小中30校ある中で、毎年1校ずつ更新していくみたいに聞いていた時期がちょっとあるんですよ。今、ちょっとどうなっているのか分からんんですけども。ただ、30校だから、もし10年で更新していくとなると、毎年3校

ずつやっていかなければいけないので、そういうふうにはなってないというふうに思うんですよね。

そうすると、それちょっと教育の話になっちゃうけれども、小石川運動場みたいな体育の球場についての人工芝の交換しなきやいけないという基準というのかな、それは文京区ではどのように考えているのかというのが1つ、説明してほしい。

当然、使い方によっては、というふうに御答弁があったとおりなんですけれども、そうすると、指定管理の業務要求水準上、この人工芝のメンテナンスというのは、その年限、どれぐらいもたせようという目論見との兼ね合いで、どういう仕様を指定管理事業者に求めており、それがどのように実施されてきたのか、御説明をいただきたいというのが2点目。

それから3点目に、人工芝の質の問題では、私も、マイクロプラスチックの対応については、先ほどの宮野委員の質疑で分かりましたので、もう一点、人工芝の材質に関しては、P F A S、化学物質が含まれているものも世の中にはあるやに聞いているんだけれども、今度、文京区で採用するものについては、こういうP F A S含有のものは排除されているのかどうかということについて、まず一連御答弁いただきたいと思います。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず、1点目の芝の張り替えの時期、周期なんですけれども、こちらにつきましては、おおむね7年から10年で替えると。あとは、その磨耗の程度とかという部分で、対応はそのときの状況に応じて考えていきたいというような状況です。

あと、2点目のメンテの部分につきましては、指定管理者による業務要求の水準とはまた別もので、区において一定のタイミングで、そのメンテというのは必要になってくるというふうに認識しております。

○白石委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 今回、人工芝の材質ですけれども、我々が、今、設計の仕様で決めたものにつきましては、J F Aの製品検査を完了していて、納入実績のあるものということで、有害物質等は当然含まれていないものを仕様として定めております。

ただ、事業者の方で、今回選定してくる人工芝については、我々が設計したものと異なる場合もありますので、その場合は、提出された書類等に基づいてしっかり精査していくと思います。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 有害物質は排除される仕様になっているということでしたけれども、よく精

査してというのは、最後答弁でありました。それで、P F A Sについては、水の基準は暫定基準値というのがあって、正式な基準値がないぐらいの、日本は今、状況になっておりますので、これが入ってないという答弁でいいんですか、今のは。ということなのね。では、最後、製品を決定する場合には、その場面でもよく確かめていただきたいというふうに思っております。

それから、周期については、7年から10年ということでしたけれども、そうすると、学校の人工芝と大分周期が、こっちは短い感じがいたします。これは磨耗したらすぐ取り替えようということで、いいことなので、ぜひ教育委員会にもお伝えいただいて、学校の人工芝がつるつるになって、本当にどうなっちゃうかなと思うぐらいになってから替えるというようなのが、私たち見て、体験していることなので、ぜひ、学校教育のところでも、それぐらいの基準を援用して使っていただきたいと思いますけど、これは、今日はそのように申し上げておきたいというふうに思います。

それから、低入札価格制度にかかったということで、その調査の結果について、情報公開を見せていただきました。結論は、これで本契約の履行に支障はないものと考えるということで、結論はそういうことだから、議案になっているんだなと思うんですけども、この記載の中で、1つは、こういう記述があるんですね。調査結果のところに、環境改善費では、地元周知を行うことを確認したと。これはどういう内容を意味しているのか、確認したいということあります。

○白石委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 工事期間中に工事スケジュールなんかを沿道の方にお配りするチラシのポスティングの費用ですか、あと周知看板の費用でございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、それはぜひやっていただきたいということなんだけれども、この間、今年の6月に、国交省から、こういった公共工事発注の土木工事に関連して、夏の酷暑対策、熱中症対策のための様々なグッズというか、現場で必要な物品などについては、当然、命に関わることなので、適切に対応するということは、この間も厚労省対応でやられていたというふうに聞いています。6月に、今度、何か国のはうの所管が国交省に変わったというふうに聞いているんですね。

それとの関係で、必要な、クールベストとか、それからミストをこの中にやるやつとか、それから日陰をつくるテントとか、多分そういうことだと思うんですね、酷暑対策という面

では。

工期も今度7月までかかるということで、暑いのは大分前倒しできていますので、ちょっと確認しておきたいんですが、この国の対応の具体的な中身を読みますと、今までそういう酷暑対策の様々な物品を現場で用意するときに、率分というらしいんですけど、何かパーセンテージで積算して、発注の見積りのときに積算して出すと。それは実態としても契約して具体化されるということだったところが、分かりやすく言うと、後精算と。実績に応じて、精算の中でやるというようなことになったというふうに聞いています。

これは、広く文京区の土木の発注全体に関わることになるというふうに思うんですけども、これは文京区ではどのようにになっているのかというのを確かめたいというのが1点。

それから、関係者の方にちょっと聞いたんだけれども、この率分で出すんじゃなくて、後精算でやるようになると、聞いた話はですよ、ちょっと金額が下がっちゃうというふうに言っているんですよ。後精算でやるという言葉だけ聞くと、何か全部充足されるような感じの説明になるんだけれども、金額は減ってしまうという声もあるやに聞いているので、今日はそれをお伝えしておきますけれども、ぜひ、この点の対応というのは、酷暑対策という点で、命に関わる大事なところなので、どういうふうになっているのか聞き、その費目が現場改善費みたいな、そういう費目で国交省は出しているんですね。ちょっとその名称が当たらないんだったら、ことこの関係はないかなというふうに思うんだけれども、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、副委員長おっしゃられたように、令和7年度から国土交通省のほうで、土木工事業務の積算基準等が改定されまして、まさに今、副委員長がおっしゃったように、いわゆる率で出していたものから積み上げ方式に、いわゆる避暑対策ですとか、あと寒さ対策も含めてなんんですけど、それについては変わったというものでございます。

まず、こちらについて、本区全体の対応状況におきましては、ちょうど今、関係部署の対応状況を確認いたしているところなんですけれども、基本的には、現在、まだ従前の対応で事務を進めているところでございます。改めるに当たっては、少し課題もございますところでありますので、まずは従来の考え方に基づいて、そういった経費を出していると。

実際、今年の夏も非常に暑かったんですけども、本年度、この暑さを原因とした契約変更については、特に今回ございませんでしたので、当初の積算の中で、今年の夏乗り切るだけの暑さ対策に係る経費は、それぞれ契約において盛り込まれていたものと認識してござい

ます。

今後、ただ、国の基準も変わりましたので、区としての対応については、そういった課題の把握ですとか、対応方法については、関係課と検討してまいりたいと思っております。

なお、この仕組みが変わったことで、確かに、もともとに盛り込むところ、後計算にはなりましたけれども、どちらかというと、実際にかかった経費を後できちんとそれぞれ見ますよという形になりますので、決して事業者の方に不利になるようなものではない変更だと認識しております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、文京区での対応はこれからということでありますけれども、内容としては、大事な、現場で作業されている方の健康、命に関わることなので、早急に対応を決めさせていただいて、計算方式のところで不利が出てはいけないというのは、当然のことですので、実態はどうなのかということもよく見ていただいて、現場での暑さ対策が不足にならないで、十分間に合うという状況をつくっていただくよう、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

○白石委員長 それでは、議案第58号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 自由民主党、議案第58号、賛成させていただきます。

先ほど質疑でも言わせていただきましたように、先ほどの御答弁で、実際、資機材が搬入されるのが2月以降ということでしたので、ぜひ、地域の方の声で、ぎりぎりまで使わせてほしいという声もございますので、指定管理者の方としっかりと協議させていただいて、柔軟に、早急に、ぎりぎりまで使用できるように対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 第58号、小石川運動場の芝とLEDの改修工事の件でございますけれども、契約締結までの手続等々、よく理解いたしました。審議の中でも触れられましたけれども、工期が6月までということですので、スムーズなスケジュールと、そしてその間の地域住民への御配慮もしっかりとやっていただいて、安全な工事をよろしくお願いを申し上げます。公明党、賛成です。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 58号について、賛成をいたしますが、ぜひ、利用者の方へのきちとした連絡を

お願いします。

それともう一つは、従来どおりの対応をされるという御答弁だったんですけれども、スポーツ振興課ですよね、振興、つまり文京区において、サッカーならサッカーでも含めて、どう今後スポーツを振興させて、振興というのは、特にやっぱり子どもたち、若い人たちを中心いて、スポーツに参画できるようにするにはどうするのかというような、そういうことも含めたスポーツ振興だと私は思っているんですね。どうしても、文京区はこういう土地柄ですから、体を動かすことが少ない。これはしようがない。だけれども、その中でも、子どもたちを特に、体を動かす、スポーツにも参加していただけるような、そういうことをやっぱり率先していくのがスポーツ振興課だというふうに思いますので、ぜひ、その点については御留意いただきたいということで、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 58号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほど環境対策についても確認できましたので、議案第58号、賛成いたします。

利用できない期間の利用者への対応は丁寧に行っていただきながら、工事が円滑に行われていくようにお願いをいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役の会、この議案、賛成いたします。

先ほど申し上げたように、子どもたちの今の運動をしっかりと、縦割りではなく、横串を刺して提供するようお願いするとともに、人工芝から出るマイクロプラスチックの流出を防止するために、掃除機やクリーナーで破片を回収することを今後しっかりと取り組んでいただくようお願い申し上げて、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第58号について、賛成いたします。

審議の中でお聞きしましたけれども、現場で働く人たちの酷暑対策みたいな点については、ぜひ今後の対応をお願いしたいというふうに思います。そういうことを考えると、ここでは旧対応でやっているということだというふうに思うので、過不足ないようにということもお願いをしておきたい。

それから、人工芝の張り替える周期については、学校に比べると大分早いなという感じもいたしますけれども、それはすり減ったらどんどん替えていくこうという考え方なので、それ

は他の施設についても、学校なんかについても、ぜひ援用していただくような取組をお願いしたいと思っております。

また、利用者の対応というのはもちろんありますので、そこのところもお願いしたいと いうふうに思います。

○白石委員長 議案第58号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第59号、文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事請負契約、議案第60号、文京シビックセンター25階旧レストラン改修機械設備工事請負契約の2件について、提案理由の説明を受けた後、一括して質疑を行ってまいりたいと思います。

それでは、議案第59号、第60号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第59号及び第60号について、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第59号、文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事請負契約でございます。

議案集(3)データの7ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号、及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター25階の旧レストラン改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る11月13日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内の入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金1億8,037万8,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの8ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第60号、文京シビックセンター25階旧レストラン改修機械設備工事請負契約でございます。

議案集(3)データ9ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号、及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター25階の旧レストラン改修機械設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る11月14日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億9,920万円でございます。

契約の相手方は、酒井・松嶋建設共同企業体、構成員の代表者は、東京都文京区大塚六丁目11番12号、酒井工業株式会社、代表取締役、酒井孝。ほかの構成員は、東京都文京区本郷四丁目35番14号、松嶋建設工業株式会社、代表取締役、安田洋之でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの10ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○白石委員長 御質疑をお願いいたします。

宮野委員。

○宮野委員 シビックセンターの25階については、このシビックセンターが竣工した当時から飲食ができるスペースとして位置づけられており、椿山荘さんが撤退してしまった後の応募者がなくて、このように飲食もできる区民会議室とラウンジという活用方法に着地したと認識しております。レストランでなくなるのは、やはり今でも残念に思っておりますが、これまでの議論の中で、今後も給排水は残して、将来的にはまたレストランを誘致できる可能性も残していくというような議論があったかと思います。

今回の工事は、給排水・衛生設備改修も含まれますけれども、どのような内容なのか、もう少し詳細を確認させていただきたいです。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 本工事におきましては、区民スペースAのところにパントリーを設置いたします。このパントリーには、シンク、作業台、吊り戸棚、あと電気給湯器を設置するところでございます。

また、パントリー内に、例えば将来的に製氷機なども設置できますよう、パントリー内にプラグ止めしました給水・排水も用意しております。

なお、将来的に、25階の倉庫東側に設備スペースP.S.というものがございます。ここには給水設備、排水設備の配管が通っておりますし、もし仮に必要になった場合には、このP.S.か

ら給水設備、排水設備を切り回して、各種対応していくこととなります。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 令和5年に事業者公募をした際に、事業者のほうから伺った御意見としては、こちら立地的に、事業者用途の建物の高層階での飲食での集客は難しいということ、むしろ1階、2階でのニーズがあるというような御意見をいただいております。

また、その前年のときに、事業者数社に伺った内容でも、建物の使用貸借契約ではなく、業務委託契約での形式を求めるというような御要望が多かったというところの状況も考えますと、現状なかなか誘致するのは難しい状況かとは考えております。

その一方で、今回、5階の区民会議室を25階のほうに機能移転するという状況で、運用が開始された暁には、認知度も上がっていきますし、あと、利用頻度、現状でも6年度の使用率では6割でございますので、そういった認知度も向上して、コンスタントに利用がされてくると、そちらのほうの施設ということで、区民の方に親しまれる施設というふうに御利用いただけるのではないかというふうには考えてございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 今回、パントリーという部分が設置されるということで、そちら辺はこれまでの区民会議室よりも利用の幅が広がるのかなとは思うんですけれども、やはり運用する中で、区民のニーズをしっかりとまた把握をしていただきながら、柔軟に、将来的な運用に関しても、常に検討をしていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、授乳室が設置されるということで、とてもこれはよかったですと思っております。以前、授乳室の整備については、ミルクを調乳するための浄水給湯器やシンクなどの設備もつけていただきたいということを要望しておりましたけれども、この授乳室はどのような形になっているのか、教えてください。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 授乳室でございますが、ただいま委員から御指摘、御質問のございました調乳用浄水器は設置いたします。また併せて、ベビーチェア、椅子、ベビーベッドも併せて設置する予定となります。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。調乳器が設置されるということで、大変よかったです。こちらは、シビックセンターの今2階にある授乳室については、きちんと受付の係の

人がいらっしゃって、管理をしてくださっているんですが、25階については、そういったものではなくて、完全な個室という形になっていると思います、個室といいますか、それは22階も同じなんですかけれども、受付という形ではなくて、自由に利用できる形になっていくと思いますので、それに関しては、利用をする方のプライバシーがしっかりと守られながら、安心して利用できるように運用をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 3つありますけど、1つは、新しい区民スペースというところで、パーティとか可能なんですか。例えば、パーティ専用の事業者さんに飲食を運んでいただいて、そこでやるというような、よく区民センターなんかでやっているじゃないですか。ああいうことは可能かどうかということですね。それが、その事業者さんにもろもろパントリー等々を利用していくことをお考えなのかと。これが1点。

それからもう一点は、これはもう何ともしようがないという御返事をいただいているんですけど、女子トイレなんですね。これ、文京区の区役所の1階が既に先行して工事をしていただいて、男子と女子を入れ替えて、1つ多く造っていただいたと。こういうことについては、すごい工夫もされているし、感謝もします。だけれども、それでもあそこにずっともう、何か大きな行事があるたびに、いつも行列が、女子トイレにできているという現状を見ると、何とかできないのかなというのは率直に思いますよね。

ましてや、区役所がでけて、二十五、六年前ですか、その当時の職員さんももちろんすれども、やっぱり女性の参加されるいろんな行事についても、やっぱり私は、随分比率が昔と違ってきてると思うんですよね。だから、必要性が高いと思うんです。だから、工夫はしたけど、できませんでしたというよりも、その前に、やっぱりきっちと女子トイレもプラスアルファというか、多く造っていくという、そういう考え方があるのかあるのかというのをぜひお伺いしたいです。取りあえず、この2点。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 まず、1点目の飲食を伴うパーティ形式のイベント等の御利用については、今回、整備します会議室のAというところの隣にパントリーという形で、食べ物を温めたり、あと飲物を冷やしたりというような設備を備えたものを御用意する予定でいますので、そこに、これも具体的な運用はまた区民課のほうで検討していくことになるとは思いますが、ケータリング事業者等を派遣いただいて、その中でそういった飲食を提供していただくよう

な形式でのパーティ形式というのは、利用可能だというふうには考えてございます。

2点目の女子トイレにつきましては、やはりこちらとしても、そういったお声は、現状もそういうふうには認識してございますが、この施設の中の限られたスペースの中でどれだけスペースを増やしていくかという、そこはこちらも最大限で考えた上で、可能な範囲での対応ということで、現状、なかなか増やすというのは難しい状況ではございますが、運用面でほかのフロアのトイレを御利用いただくとか、そういったところで現状対応していきたいというふうには考えてございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、よろしくお願ひします。

それともう一点、これもそもそもその話になってしまいますが、やはり職員食堂がなくなるということは、でね、代わりにパンの販売とかお弁当の販売にされているところも伺っています。だけれども、ちょっとやっぱり工夫しながら、私は、職員食堂、今後、検討をぜひお願ひしたいと思うんです。

これは、職員の福利厚生もそうですし、それから、やっぱり職員間同士の交流なり、コミュニケーションが取れる場という意味からすると、13階食堂の果たしてきた役割は大きかつたように思うんですよね。最近、一部で、私も思いますけど、最近、もう閉じてないんですけど、ちょっとあの食事はどうなのかなというのがありましたけれども、やっぱり職員間の方が、ではちょっと仕事が終わってからであるとか、あるいはお昼御飯と一緒に食べるとかというのは、そうでなくても、コミュニケーションがどうしても今、希薄な中にあって、私は、本当に大切な課題じゃないかというふうに思っていますので、今後の課題になりますけれども、ぜひ、将来的には、再度やっぱりつくっていくというようなことも含めて、御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 確かに、食堂については、長年御利用いただいてという中で、その一方で、執務スペースが足りないというような現状を開拓するためには、やむなく食堂の営業のほうは終了した上で、執務スペースで有効活用せざるを得ないという状況は、こちらとしても認識しているところです。

その一方で、そういった食堂の代替事業につきましては、職員課のほうで検討しているというふうに聞いておりますし、そういった中で、可能な限り、こちらとしても対応できる部分は対応していきたいというふうには考えてございます。

○白石委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 職員課の案件だったので、私のほうから一言。

実際に今、施設管理課長も答えていただきましたけれども、職員食堂については、今、こういった事情で、今回やむなく廃止にすることになったということでございまして、今、代替策として、お弁当の販売ということで、まだちょっと始まってはいないんですけども、関係者と協議を進めているところでございます。

職員の……そのあたりの方針については、職員の互助会のほうでの判断ということもありまして、そちらのほうで、一定、意思決定を取って進めているところでございますので、また、今後の職員の福利厚生などについては、多角的に研究してまいりたいと思っております。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ちょっと確認なんですが、建築のほうにつきましては、工期が令和8年の6月18日までで、機械設備のほうが同じ令和8年12月10日までということで、約6か月差があります。これ図面を見ると、27階でしたっけ、機械室の改修もやるから、こういうふうに工期が長くなっているのかなと思うんですけども、その認識で合っている……。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 今回、建築工事と機械設備工事、両方とも工期が一緒でございまして、令和8年12月10日までの工期となっております。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 すみません、じゃあ私のほうの勘違いでございました。申し訳ありませんでした。同じ工期で完成するということで、取りあえず当初、議会棟の改修で、我々の控室として使って、その後、こういう区民ひろばになるという認識なんですかけれども、この場合、あまり手を入れないようにするということで、ずっとここまで計画が進んでいたと思うんですけども、その認識もそのまま横引きで使えるようなイメージで、工事はされるという認識でよろしいでしょうか。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 今回、令和8年12月20日までの工期となっておりますが、この工事の中で、仮議会事務局、仮正副議長室、仮応接室も整備いたします。

なお、議会フロア工事が終わった後、これら議会事務局の執務エリアは、23階に移りますが、再度復旧工事というのを行いまして、仮で設置しました間仕切り壁などを、令和10年度に撤去する予定となっております。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。なるべく費用がかからないような形で、これからも前に進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 少しだけ確認させていただきたいんですけども、住民の憩いの場ができる、ここでいろいろ飲食もできて、文京区役所に来られた方、授乳室もできるということで、小さいお子さんをお持ちの方も気軽に、少しほっとするような場所になるのかなというふうに期待をしております。

授乳室にベッドがあろうかと思うんですけども、赤ちゃんだけではなくて、障害の方も、ユニバーサルトイレの中によく格納ベッド等が併設されているというような、文京区のシビックセンターにもありますけれども、こちらのお手洗いはそういった視点がおありかどうかということと、あともう一つは、マイボトルの給水器のような、水を飲めるようなところの機能がついているかどうかだけ、確認をさせていただきたいと思います。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 大型の介助用ベッドの御質問でございますが、別途工事を行っております25階、26階工事の中で、25階のバリアフリートイレの中に、大型の介助用ベッドを設置する予定となっております。

なお、マイボトルの給水器でございますが、現時点は、25階の旧レストランフロアの中には設置する予定はございません。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 分かりました。もし御検討できたら、またしていただきたいとは思いますけれども、よく分かりました。

また、大型ベッドのほうは、つけていただけるということでございます。今、シビックセンターの案内を調べますと、そういったトイレ、多目的トイレというか、だれでもトイレというんですかね、それとか授乳室があるということは分かるんですが、その格納ベッドがあるかどうかという表記が、そこには一体的にはなされてないのかなと思うんですけど、そのあたりはどういった認識でしょうか。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 確かに現状では、トイレのマークしか、あとバリアフリートイレのマークしか表示してございませんが、その点についてはちょっと検討させていただければと思い

ます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。ぜひ、こういったことに、そういったサインを、また見て、医療的ケア児の御家族の方ですとか、障害のある方たちが確認しながら施設にやってまいりますので、ぜひ、その表記もしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まずは、平成29年3月に、シビックの改修計画を174億円工事で見込んで、工事10年間というふうに、でも、もう既に6年間で179億使っていると。当初は、平均概算工事費が20億円前後ということだったんですが、6年間で179億というのは、単純に計算すると、平均概算が29億というふうになりますよね。で、これからこのままでいくと、250億は超えていくのではないかなというふうに、今、もう一回試算し直しているということなので、そこはまた新たに、2月議会なりに御報告いただけるものとは思うんですけども。

私のほうから御質問させていただきたいのは、これだけ、250億を超えるかもしれない、もっといくかもしれない、300億近くかもしれない。そうした中で、これシビックセンターという名のとおり、市民のため、区民なんですよね。でも、今回のあれを見ていても、区民会議室になるわけですよね、5階が使えなくなるからくるということは、理解をするところですが、でも、これって、仲間がいたりお金がある人しか使えないんですよね、平たく言うと。じゃなくて、もっと誰でも、1人でも来れて、1人でもここで過ごせるという、今の文京区の施設管理部のほうで御尽力いただいて、今、3階のほうに、天空のひろばでしたっけ、あそこのところにテーブルを置いていただいて、皆さんのが集っていられるような状況をつくりていただいて、本当によかったですと思っています。だけど、今、文京区、シビックセンターの中って、消防法ですかね、の関係で、ほかにテーブルも何も置くところがないんですよね。だから、区民の方が来ても集えるところがない、一休みするところもないというのが、今現状。

そうした中で、本当にこの300億近くまでいっちゃんかもしれない、概算の中でですよ、いくかは分からないけど、そういうふうになるかもしれない。それだけ使って、区民の方々が、では私たちは税金は出すけれども、私たちの居場所はどこに残っているの、私たちのためには何がされたんだろうというふうに思ってしまうんじゃないかなと思うんですよ。

先ほどトイレの話が浅田委員のほうからありました。そのときに、限られたスペースという答弁だったんですが、でも便器1基当たりの面積の見直しや、男女の利用実態に応じた面積配分など、複数案を比較検討した上で、本当にそういう言わされたのか 例えば、確かにパイプスペースとかそうしたものが固定的で動かなかったことがあるのかもしれないけれども、でもやっぱり、結果とすると見えてきちゃうのは、やっぱり区民の、シビックなんだけど、区民目線の改修がどこまでやれられているかということって、すごく課題だって、考えていかなくちゃいけないと思うんですよ。

それで、例えば会議室、5階から移してくるということですけれども、5階に移さなくとも、例えば今、公共施設の進めているわけですよね、学校改築とか、それから増築とかするときに、それをちゃんと動線を分けていれば、学校の中の会議室とかそういうものもどんどん使えるんですよね、実は。地域の中にそういうものを、ちゃんと動線を分けてですよ、本当に学校に迷惑がかからず、学校も負担がかからず、動線を分けて、安全に使えるというような設計をしていけば、むしろ5つの、あ、3つですかね、5階の会議室をこの上に全部持ってこなかつたとしても、私は、可能じゃないかと思うんです。いや、確実にですよ、会議室、パーティルームを使えなくするということを言っているわけじゃなくて、会議室が前提ではなくて、たまにどうしても会議室を使いたい人がいるときには、閉めて、ほかの方々は使えない。だけど、一般的には、展望台ともども、あそこにもテーブルが置かれていて、自分たちが好きなときにひとときを過ごせるという、本当にシビック、シビックセンターという名のとおりにすべきかと思うんですけど、そのあたりの見解を聞かせてください。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 確かに25階の区民会議室の具体的な利用方法については、昨年も区民アンケートをさせていただいたというところもございますし、そちらでいただいたいろんな意見、会議室の利用用途以外での利用方法等も御意見を様々いただいてございます。今回も海津委員のほうからもいただいた意見等もございますので、そういった点も含めて、具体的な利用方法につきましては、これからまた区民課とも共有させていただきながら、具体的な運用方法については、区民課のほうで最終的には検討され、決定されるものでというふうには考えてございます。

また、トイレのさっきの件でございますが、こちらとしても、最大限、増やせるものであれば、増やしたいという意向はありますが、そのほかの諸室と会議室等、そういった全体のバランスを取りながら、可能な範囲で、こちらとしては対応してまいりたいというふうに考

えてございます。

○白石委員長 ちょっと待って、施設管理課長、このラウンジというのがそういうところに当たるんじゃないの、違うの。ちょっとちゃんと答弁してよ。

阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 現在、改修工事のために、25階の展望ラウンジのほうは閉鎖している状況でございますが、工事が終わった暁には、また以前と同じように、そういった……。

すみません、失礼しました。南側の会議室AとB、Cの間には、ラウンジというような形で、自由に出入りできるスペースを設けてございますので、若干、広くはないとは思いますが、そちらのほうの眺望を御覧いただきながら、休憩もしていただけるような場所というところで、利用のほうは考えているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 もちろん、そのラウンジが真ん中に設置されているのは承知しています。でも、それだけでいいのかということなんですよ。要は、およそ概算で、四捨五入したら300億近くになっちゃうかもしれない。そこのシビックの改修に、結果ですよ、それに対して市民の方たちが、区民の方たちが本当に自分たちのためになった、自分たちに何が戻ってきたのか、何か役所の人たちだけじゃないか、何か議会の中では、今、言われていますけど、給湯器、各会派の会派控室に給湯器を1つずつつけるなんて何なんだって、私なんか言われているんですけど、まさにそうかもしれないし、そういうことのためだけに何かつけられて、区民のために何が還元されたのか、何がよくなつて、このシビックが、自分たちの一人一人、どんな人もですよ、お金のあるなし関係なく、性別もいろんなこと関係なく、居場所になったのかということが、実感ができるということが大事だと思いますので、そこはしっかりと検討していっていただいて、よりいい改修に、お金を使ったかいがある、安全が向上したということをぜひお願いしたいと思います。

○白石委員長 最後に、金子副委員長でいいですか。はい。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 まず、今回の議案のタイトル名は、文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事になっておりますね。それで、今も議論があったように、レストランだったところが旧レストランになるということは、旧レストランということは、レストランじゃなくなるということですね、パントリーはついているけど。それで、ちょっとあえて聞くんですが、ここの25階のレストランエリアというのは、もともと建築基準法上は、用途が飲食店という

ふうになっていたと思うんですよ。ということは、旧レストランにするということは、飲食店じゃなくなると、パントリーはついているけどね。ということは、ここは建築基準法上の用途変更というのは行って、これは工事をすることになるんですかという質問ね。

それで、用途変更しないというのであれば、それはなぜそれで済むのかということもきっと説明を聞いておきたいというふうに思うんですけども、お願ひできますか。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 当時の確認申請上の用途は、レストラン、飲食店というふうになっておりました。今回の改修工事におきましては、区民スペースAにパントリーを設置し、飲食を伴いますイベントにも活用できるということで、東京都の建築指導課からは、用途変更手続は不要であるという回答をいただいております。

飲食を伴うイベント時は、区民スペースAの間仕切り壁や、区民スペースB、Cの間の間仕切り壁を収納し、展望ラウンジと一体的に使用することが可能となります。以前、開催されておりましたスカイビューラウンジのような、飲食を伴いますイベント事業にも対応できるようにしております。当初の確認申請上の用途でありますレストランに該当するものと認識しております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、その用途変更は、東京都にまで行って、しなくていいですよということになったという御報告の御答弁なんだけれども、建物全体の法令についての適合性というのは、それはどういうふうになったのかと。こここの飲食店の用途変更をするのかしないのかということについては、昨年度末まで業務をやり、毎年行われているこのシビックセンター改修工事の実施支援業務の中で、一定検討されていた経過があるというふうに思うんですね。それで、結論は、今、言ったとおりだと。その過程で、建物全体の法令適合性ということについては、どのように今、文京区として捉えているんですか。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 シビックセンターの防災計画は、性能規定により検証を行っておりまして、建築基準法旧38条によります大臣認定を取得しておるところでございます。この旧38条でございますが、性能規定化の流れの中で、一旦削除されましたが、大臣認定が失効したものではございません。したがいまして、現在も大臣認定は有効であると考えております。

また、性能規定は、仕様規定と同等以上であることを計算で確認しておりますが、仕様規定は建設時から変更されていないことから、安全性は担保されているものと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、そこまでは、そういう状況だというのは、確認しておきます。

最後に、では現行の法令にきちっと全面的に適合しているのかどうかと、そういう検証はやっているのかどうか、それは最後、後でまた幾つか聞きますので、併せて御答弁いただいておきたいというふうに思います。

それで、私たちもこのシビックセンターの改修工事については、2017年度のときに策定されたシビック改修計画の進捗ということについては、その都度質疑をやってきました。今回の旧レストラン改修の工事については、この174億円というふうに、税抜き設計料以外の工事費について、費用を出した金額でしたけれども、このときに内訳が出されていまして、内訳表ありましたよね、5つの視点に基づいて内訳が出ているんですよ。それで、どこに当たるんですか、今度の工事は。この旧レストラン部分の工事ですね。

視点5の(1)のマル4、内装、外装等の保全及び更新と。ここが2期のところが執務フロアエリア内装等というの、ここに区分されるんじゃないのかというふうに思うんだけれども、そのとおりですか。もし違うんだったら、言っていただきたい。

それから、今度の機械設備の工事についても、これはその上の視点5の(1)のマル2の機械設備の保全更新、ここの2期のほうに当たるんじゃないかなと思うんだけれども、そういう読み取り方でいいのかどうかということですね。

それで、併せて、費用のことでちょっと確認しておきたいんだけど、この工事概要の紙には、建築工事の内容として、仮ということで、仮区議会事務局、正副議長室として使用と、こういう部分が組み込まれて、今度工事をやるというふうに書いてあります。この部分については、費用としては幾らを見積っているのか、お示しいただきたいと思います。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 まず、シビックセンターの増築などを行う際には、現行法令に基づきまして、性能規定の計算を実証し、評定、大臣認定を取得することとなります。シビックセンターは、建設後増築されてないことから、現行法令に基づき、防災計画に関しては、性能規定による検証は行ってない状況でございます。

現行法令に基づき検証を実施し、法適合するという可能性もあり、既存不適格との位置付けとなるか否かの確認作業は実施してないところでございます。そもそも、シビックセンターの防災計画は、大臣認定が失効したものではなく、安全性は現行の仕様規定と同等以上の性能が担保されているものであり、時間、費用を費やしてまで検証する必要はないと考えて

おります。

続きまして、174億円の工事のうち、どこに該当するのかということでございますが、今回、テナントが入っておりましたので、内装改修におきましては、お手元の174億円の工事には入っておりませんでした。では、何が入っていたかといいますと、空調改修やLED化、スプリンクラーの耐震化と言われるものでございます。これもいろいろなところに分散されておりますが、例えばLED化におきましては、視点5の(1)のマル1のところに入っていますし、スプリンクラーの耐震化におきましては、視点1のところに入っているかと認識しております。

また、仮議会事務局、仮正副議長室の工事費でございますが、パーテーション設置に関して、経費、税を入れまして、500万円強となります。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 法令適合性については、そういう答弁になるということで、取りあえず確認しておきたいと思いますけれども、2番目の2017年に策定した大規模改修の174億円計画との関係では、そうするとこの建築の議案の部分に当たる内容というのは、この174億円の改修工事を想定した時点では、盛り込まれていなかつたということなんですね。そういうことなんですね。そういうのは許されるのというか、計画外だということ、区民に示して、議会に示した。それ今、初めて聞いて分かったけれども、本当に初めて分かったんだけれども、それは、何でそういうことになっちゃうんですか。要するに、計画外なわけですよ、いずれにしても。だから、それは、この25階の改修というのは、当時は想定してなかつたということなんですね。

○白石委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 計画を立てた段階では、まだ椿山荘が入っていましたので、当然、椿山荘のところが出ていてということは想定していませんでした。ですので、今回、椿山荘が出てきましたので、そこを改修するというものですので、計画外ということになります。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 その議会を改修するというのは、174億円入っていたんですか。それはどうなんですか。仮だけど、入っているので、それは入っているんですか。それはどこですか。計画上、どこですか。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 議会の特定天井の改修ということでおろしいでしょうか。

（「議会フロア、今、これからやろうとしている」と言う人あり）

○寺崎保全技術課長 これからやろうとしております議会フロアの改修は、内装改修や、あとは様々な視点がございますが、LED化やプリンクラーの耐震化、空調改修、いろいろな視点に分散されております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、LEDとかちょっといろいろ分散しているというんだけど、この間、議会フロアについては、こここの今度出た部分の仮の部分、500万円を含んで、大体30億円ぐらいじゃないかというふうに報告を受けているんですね。2017年に議会や区民に報告のあった視点5、(1)予防保全の適切な実施の中のマル4の内装、外装の保全更新のところの2期工事の予定額というのは、20億2,600万円なんですよ。だから、今回、500万円から議会の分は始まるようだけれども、始まって30億円といっているでしょう、今のところね。もうちょっとと圧縮しますよというふうに、決算のときだったかな、たしかそういう説明もあったやに思っておりますけれども、既に、20億円といったものが、僕ら聞いているのは30億円、今度、500万円から始まる。これは、この間の工事費高騰ということで、そういうふうになっているということなんですか。

それで、当初2017年に想定していたこの内装改修というのは、20億円といっているのは、別に議会のことだけじゃないと思うんですよ。これどこでやる予定だったんですか、この2017年に策定した20億円というのは。2期のところは、執務フロアエリア内装等と書いてあるんですね。「等」、これは何を、どこまでの範囲の工事を想定していた、20億円というのは金額なんですか。

それから、今の言っている500万円、今回の。それから30億円。この関係性をちょっと説明してください。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 シビックセンター改修基本計画の最終ページに記載しております、内外装の改修費約20億円でございますが、これは、各議会フロアも含めた、職員も執務するフロア全てでございます。内装の床・壁・天井の仕上げ材などの改修でございまして、別途視点でございます機械設備改修におきましては、その2つ上の機械設備の保全及び更新に入っておりますし、また、プリンクラーに関しては、視点1というふうに、各種分散して費用が計上されているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、2017年につくったのは、職員フロアも含めて、内装をね、ざつくりとですよ、20億と言っていたと。今度、議会だけでも30億かかるって、今度の議案で500万円からスタートと、始まるという議案なんですよ。

それで、機械のほうは、当時は8億と、2期の部分で8億1,500万円になっているから、今度の議案で、約3億使っちゃうという話になっているんですよ。ちょっとどこまでという話は、もうこれ以上やりませんけれども、いずれにしても、この間の工事費の高騰とか、スケジュールの遅れと言っていいと思うんですけどね、別に工事、遅れることありますよ、あるけれども、これらについて、総合的に、一番端的に言って、20億円と30億円の関係だけいっても、もう完全にオーバーしている、10億もオーバーしているんですよ。これは今、聞いて分かったと。過去には説明してないですよ、これ。区民説明会もやってないですよ。これ年末までに説明会をやつたらどうですか、区民の皆さんにもちゃんと。どうですか。

○白石委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 現在、シビックセンターの改修基本計画の見直し作業を行っておりまして、精査が終わり次第、こちらの委員会で御報告したいと考えております。精査している観点の中で、施設の老朽化度、設備改修の緊急性、工事の平準化など、様々な観点から見直しの検討を行っておりまして、改修基本計画の見直しが行われた際には、区議会に報告した後、区のホームページなどで周知に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは、順番が逆です。審議する上でも、順番が逆です。これは、区の対応として、これは逆になっていると。ちょっと言っておきますけれども、完全に予算オーバーというか、なっているわけですよ、完全にね。だから、これはきっちと説明をして、こうなっていると、で、スケジュールはこうなるんだと。で、緊急性、緊要性というのはこうなっているんだということを言わなければ、こういう提案の前提を欠くと思いますよ。そのことは、重大だということに指摘をしておきたいと思います。

○白石委員長 それでは、これで審議を終了いたします。

議案第59号の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、先ほど申し上げました、区民が納得をできるという視点を申し添え、また、先ほどの女子トイレのことに関してですけれども、便器1器当たりの面積の見直しや男女の利用実態に応じたトイレ面積の配分など複数案を比較検討する視点を今後の改修にも

反映していただくことを申し添えて、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほど質疑の中で要望させていただきました、授乳室を安心して利用できる環境づくりと、区民のニーズを把握しながら柔軟な運用が図られていくようにお願いをいたしまして、議案第59号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第59号、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 先ほど申し述べたことをぜひ進めていただきたいことをお願いして、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 59号ですけれども、先ほど要望させていただきました、医ケアの皆さんや障害のある方たちがお使いする格納ベッドの案内や周知については、工夫をしていただきたいことをお願いして、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 自民党、議案第59号、賛成です。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第59号でありますけれども、私たちはシビックセンターの築年数からして、適切な改修工事は必要だと思っています。それは、例えばシビックセンターの維持費は、1995年から2000年度までの17年間で平均13億2,000万円の維持費だったんです。それが2024年度は、これ決算額で15億4,800万、当初額では、当初計上は17億だったので、いろいろかかるというふうに心配して予算を計上しているなということは、こういうところからも見て取れると思うんですね。

ただし、それは今、2017年度に策定したシビック改修基本計画の進捗の中で、きちんと執行経過というのが区民に説明されなければいけないと。その中で、保守メンテナンスの必要性というのもきちんと立証される必要があるというふうに思います。

それで、今日、質疑の中でも明らかにしたように、内外装の改修保全というのは、当初、10年計画の後半で、20億円で全部これで終わらせるという数字になっていたわけですね。ところが、議会フロアだけでも30億円で、完全にオーバーですよ。だから、こんなことになっているということについては、どういうふうに考えるのかというのをきちんと議会にも、

区民にも説明会などをやって、説明責任を果たす必要があるけれども、それが現時点でもやられていないまま、こういう議案が提案されているということは、全く遺憾であります。

しかも、今回、旧レストランエリアということですけれども、やはり職員の方の福利厚生、それから来庁者の来庁したときの休憩場所とか食事をするという用途についても、やっぱりこの間、区民の皆さんからも御意見をいただいております。必要だというふうに思います。

そういう点で、説明責任が尽くされず、シビック改修計画の変更などについても全く説明されないまま、このまま議案について賛成するわけにいかないというふうに考えますので、議案については反対をいたします。

○白石委員長 それでは、審査結果を申し上げます。

賛成7、反対1、原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第60号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 自由民主党、議案第60号、賛成です。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党も賛成です。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 60号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第60号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役の会、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第60号について、先ほど述べた同じ視点で意見を申し上げ、反対いたします。

○白石委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対1、よって原案を可決すべきものと決定をいたします。

○白石委員長 本会議での委員会報告について。文案は、委員長に御一任願いたいと思います

が、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 委員会記録についても、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、これをもちまして、総務区民委員会を閉会いたします。

午後 3時58分 閉会